

平成20年8月 8日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年6月19日付け高人第73号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている「平成18年5月18日付朝日新聞香川版掲載の「中央卸売市場長を懲戒」記事の市場長の懲戒処分の理由書および当該各起案文書の全部ならびに市場長の懲戒処分に関連する上司の産業部長への厳重注意をした際の一切の起案文書」（以下「対象行政文書」という。）について、実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開とした処分のうち、「市場長の同行者の職員氏名」、「視察先の市場管理課職員の名前」、「添乗した旅行会社の代表者の氏名」および「視察研修参加者名簿のうち構成団体に属していない団体名」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立ては、棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

平成18年5月18日に、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく、対象行政文書の公開請求があり、受け付けた。実施機関は、同月31日に一部公開の決定をし、請求人に通知

した。請求人は、「本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。」等の理由から実施機関の一部公開処分の取消しを求めて同年6月12日に異議申立書を提出し、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 請求の対象となった事務・事業の概要

本件請求対象行政文書は、平成18年5月18日付朝日新聞に記載された中央卸売市場長の懲戒処分と上司である産業部長への厳重注意に関する一切の起案文書等である。当該文書には、処分を受けた個人氏名、高松市中央卸売市場運営協議会員の個人氏名、視察研修参加団体名、当該協議会の印影等が記載されている。

- (2) 一部公開（非公開部分）について

ア 個人氏名、印影、生年月日、電話番号について

本件行政文書のうち、処分を受けた個人氏名等は、公務に関連する情報であるものの、特定の個人が識別でき、個人の資質、名誉にかかわる当該職員の情報であり、適正な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条1号および5号エに該当し非公開としたものである。

イ 当該協議会の個人氏名，生年月日，個人の電話番号について

本件行政文書のうち，高松市中央卸売市場運営協議会員の個人氏名等は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるため，条例7条1号に該当し，非公開としたものである。

ウ 視察研修参加者名簿のうち構成団体に属していない団体について

本件行政文書のうち，視察研修会の参加者名簿中，当該協議会の構成団体でない団体名は，公にすることにより正当な利益を害するおそれがあるため，条例7条2号に該当し非公開としたものである。

エ 当該協議会の印影について

本件行政文書における当該協議会の印影は，公表すべき合理的理由および必要性はなく，かえって偽造等不正利用につながるおそれもないとはいえないことから，これを公開することで正当な利益を害するおそれがあるため，条例7条2号に該当し非公開としたものである。

5 審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

本件対象行政文書は，高松中央卸売市場長および産業部長に関する懲戒処分についてのものであり，「職員の懲戒処分について」と題された決裁文書である。公開請求の内，関連情報については，同時期に中央卸売市場業務課を主管課として別途決定を通知しており，これに関しては異議申立は提出されていない。本件決定内容は，一部公開であるため，当時非公開とした部分の妥当性について検討する。

(1) 氏名，印影，生年月日，電話番号について

公務員の勤務態度，勤務成績，処分歴等については，公務と直接関係のない情報でありみだりに公開されるべき情報ではない。なお，実施機関の説明によると，高松市では懲戒処分等の公表基準を定めており，それによると懲戒免職および警察等の機関により被処分職員の氏名等が公表されている場合等は所属名および氏名を公表することとしている。当該基準に照らしても，本件被処分者の氏名等個

人に関する情報は非公開相当である。

しかし、本件対象行政文書に記載されている、市場長の同行者の職員氏名は、命令どおり視察等の職務を遂行した情報であるため非公開にする理由はない。また、視察先の市場管理課職員の氏名も職務遂行に関する公務員情報と判断することが妥当であるから、公開すべきである。

また、添乗した旅行会社の代表者の氏名は、法人に関する情報であり、非公開とする特段の理由はないことから公開すべきである。

(2) 当該協議会の個人氏名、生年月日、個人の電話番号について

民間会社の社員の個人名等であり、公務員情報ではなく、条例7条1号に該当することは明らかであることから非公開相当である。

(3) 視察研修参加者名簿のうち構成団体に属していない団体名について

実施機関の説明によると、当該団体名は、添乗した旅行会社であり、法人に関する情報であることは明らかであり、非公開にする理由はないため公開すべきである。

(4) 当該協議会の印影について

法人および事業を営む個人の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えないから、これを公開することは当人の正当な利益を害すると認められると判断するから、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 8 年 6 月 1 9 日	諮問書受付
平成 2 0 年 3 月 2 8 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 5 月 3 0 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 7 月 3 0 日	答申案審査
平成 2 0 年 8 月 8 日	答申